

小山工業高等専門学校留学に関する規程

制 定 平成26年8月4日

第1章 総章

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第26条の6第2項の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学（以下「学校」という。）への留学（以下「派遣留学」という。）及び休学して学校への留学（以下「休学留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 派遣留学

(許可基準)

第2条 派遣留学は、以下の各号に該当する場合に許可するものとする。

- 一 派遣留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- 二 前号の学校に在籍することが許可されていること。
- 三 派遣留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

(申請及び許可)

第3条 派遣留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 派遣留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
 - 二 その他、校長が必要とする書類
- 2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。
- 3 前項の許可を受けた場合において、出国前に派遣留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 派遣留学期間は、10ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、派遣留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

- 2 派遣留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第5条 派遣留学期間が終了したときは、速やかに留学修了届（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 派遣留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の派遣留学に関する報告書

第6条 復学の際の学年については、教務委員会の審査の結果に基づき、校長が決定するものとする。

(留学単位の認定)

第7条 第1学年、第2学年及び第3学年の学生については、派遣留学中の履修に係わる単位の認定は、個々の科目については行わず、派遣留学先の学校で良好に履修したと認められる場合は、教務委員会の議を経て、一括して30単位を認め、評価は行わない。

2 第4学年、第5学年及び専攻科の学生については、派遣留学中の学校で修得した単位について、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

(卒業時の修得単位の特例)

第8条 派遣留学中の履修に係わる単位の認定を受けたものについては、第5学年の課程修了の認定を受け 167単位以上の単位を修得しているときは、卒業を認めることができる。(学業成績の評価並びに学年 課程修了及び卒業の認定に関する規程第10条第4項第2号の括弧書き及び第13条の括弧書きの適用を除外する。)

第3章 休学留学

(申請及び許可)

第9条 休学留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願(別紙様式1)に次に掲げる書類を添えて、休学願とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 休学留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- 二 その他、校長が必要とする書類

(期間)

第10条 休学留学期間は、3ヶ月以上1年未満とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、休学留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 休学留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願(別紙様式2)を休学に係る手続き書類とともに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(終了及び復学)

第11条 休学留学期間が終了したときは、速やかに留学終了届(別紙様式3)を校長に提出しなければならない。なお、休学留学中の履修に係わる単位の認定を希望する場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 休学留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
- 二 本人の休学留学に関する報告書

(休学留学の単位認定)

第12条 休学留学中の学校で修得した単位については、教務委員会又は専攻科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で本校の単位として認めることができる。

第4章 履修期間の通算

(科目の評価)

第13条 学年の途中から派遣留学又は休学留学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、派遣留学又は休学留学前及び復学後の期間を通算し、科目の評価を行うことができる。

(雑則)

第14条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年8月4日から施行し、平成26年7月1日から適用する。
- 2 留学規則(平成9年4月1日制定)は、廃止する。

別紙様式 1

担任教員 印

留 学 願
(派遣留学 ・ 休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科	第	学年	印
氏名			印
保護者氏名			印

私は、下記により留学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 留学理由

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

6 留学期間

自	年	月	日
至	年	月	日

別紙様式 2

担任教員 印

留 学 期 間 変 更 願
(派遣留学 ・ 休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏 名 印
保護者氏名 印

私は、下記理由により留学期間の変更をしたいので、ご許可下さるようお願ひいたします。

記

延長

1 留学（　　）の理由
短縮

2 留学先の国名

3 留学先の学校名

4 留学先の学校所在地

5 留学先の住所

延長

6 留学（　　）期間

短縮

自 年 月 日
至 年 月 日

別紙様式 3

担任教員 印

留 学 終 了 届
(派遣留学・休学留学)

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

学科	第	学年	印
氏名			印
保護者氏名			印

私は、下記のとおり留学期間が終了しましたので、届け出ます。

記

1 留学先の国名

2 留学先の学校名

3 留学期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 復学の期日 年 月 日

5 添付証明書等名
(単位認定を希望する者)